

鹿 児 島 県 公 報

令和3年2月9日（火）第181号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○家畜伝染病予防法に基づくねずみの駆除方法の実施（畜産課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第152号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により，次の区域において家きんを所有する者に対し次のとおりねずみの駆除方法を実施することを命ずる。

令和3年2月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域
県下全域の家きん飼養農場（飼養羽数100羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。）
- 3 実施の期日
令和3年2月12日から同年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 ねずみの駆除方法
殺鼠剤の家きん飼養農場内（ねずみによる喫食が想定される場所）散布